

平成 27 年 9 月 1 日

保護者各位

宮城県工業高等学校 校長 大内栄幸

### いじめ防止について（お知らせ）

日頃より本校教育への御理解と御協力に感謝申し上げます。

さて、報道でも御承知のとおり岩手県や仙台市内中学校でのいじめによる自殺が大きな問題となっています。文部科学省はこのたび各学校でのいじめ対策について全国的な再調査を行うこととし、特に昨年度のいじめ認知件数について再度の報告を求められているところです。

本校では毎年 3 回のいじめアンケートを生徒に対して実施しておりますが、昨年の本校でのいじめ認知件数・いじめに対する特別指導件数は無しということで宮城県教育委員会に報告を行っております。今年実施した第 1 回アンケートにおいても、いじめの訴えはありませんでしたがご承知の通りいじめの発見には困難が伴います。学校生活・家庭生活の両面から生徒の内面を観察しなければその実態を把握することは出来ません。

従いまして、これからも学校と家庭の連携を密にしていじめの防止を図っていかねばなりません。夏休み明けのこの機会に改めて家庭での親子の対話を深めていただければ幸いです。

昨年実施した学校評価アンケートでは本校におけるいじめ対策への理解は一昨年に比べて向上しておりますが、さらに改善の余地があることも事実です。学校と家庭や地域の協力のもといじめの未然防止に向けていっそう努力して参りますので御理解をお願い申し上げます。

参考までに文部科学省が提示している「いじめの定義」を以下に掲げます。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。